

【上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会】

オリジナルロゴマーク及びPRキャラクター「ちかちゃん」デザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別図に定めるオリジナルロゴマーク及びPRキャラクター「ちかちゃん」の基本デザイン及び上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会（以下「協議会」という。）が別に定めるその展開デザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用等)

第2条 オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターは、誰でも自由に使用することができる。ただし、広告等への掲載その他の営利を目的としてオリジナルロゴマーク及びPRキャラクターを使用するときは、あらかじめ協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用すると認められるとき。
- (3) 市の品位を傷つけ、又はPRキャラクター「ちかちゃん」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用すると認められるとき。
- (5) その他協議会がキャラクターの使用を不相当と認めるとき。

(オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターを使用する場合の遵守事項)

第3条 オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターを使用する人及び団体は、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 印刷物等に使用する場合は、「○上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会」の表記を付すこと。

ただし、協議会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (2) その他協議会が別に定める「デザインマニュアル」に従うこと。

(使用申請等)

第4条 第2条第1項ただし書の規定によりオリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用の承認を得ようとする人及び団体（以下「申請者」という。）は、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクター使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 企画書（事業の内容が分かるもの）
- (2) オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用方法を確認することができる書類
- (3) 団体又は個人事業者の場合にあっては、定款の写しその他事業の内容を確認することができる書類（初回の申請のときに限る。）

(4) その他協議会が必要と認める書類

- 2 協議会は、前項の申請書の提出があったときは、第2条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用を承認するものとする。
- 3 協議会は、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用の可否を決定したときは、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターデザイン使用（承認・却下）通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 4 協議会は、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用を承認する場合において、必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの営利目的の使用に係る遵守事項）

第5条 前条第3項の規定によりオリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用の承認を得た人及び団体（以下「商用使用者」という。）は、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用に際し、第3条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を得た内容及び前条第4項の規定により協議会がオリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用を承認する場合に付する条件の範囲内で使用すること。
- (2) オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターを使用した広告等の完成後、速やかに、当該広告等を協議会に提出すること。ただし、広告等の提出が困難と認められる場合は、当該広告等の写真の提出をもって代えることができる。

（使用料）

第6条 オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用は、無料とする。

（承認内容の変更）

第7条 第4条第2項の規定によりオリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用の承認を受けた人及び団体は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターデザイン使用内容変更申請書（第3号様式）を協議会に提出しなければならない。

- 2 協議会は、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用内容の変更の可否を決定したときは、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターデザイン使用内容変更（承認・却下）通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 3 第4条第4項の規定は、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用内容の変更を承認する場合において準用する。

（違反者に対する措置）

第8条 協議会は、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用が第2条第2項各号のいずれかに該当し、第3条各号に掲げる事項（商用使用者にあつては、第5条各号に掲げる事項を含む。）を遵守せず、又はこの要綱の規定に違反する場合は、直ちにオリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用の中止、第4条第3項の規定による承認の取消しその他必要な措置を行うものとする。

2 協議会は、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターの使用の中止又は第4条第3項の規定による承認の取消しを決定したときは、オリジナルロゴマーク及びPRキャラクター使用（中止・承認取消し）通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定に基づく使用承認の取消し等によって使用者が受けた損害については、協議会はその責めを負わない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から実施する。

(第1号様式)

【上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会】
オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターデザイン使用承認申請書

年 月 日

(宛先) 上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会

住所（所在地）
団 体 名
氏名（代表者氏名）
電 話 番 号

次のとおりオリジナルロゴマーク及びPRキャラクター「ちかちゃん」デザインの使用の承認を申請します。

種 類	ロゴマーク ・ PRキャラクター「ちかちゃん」
使用対象デザイン	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
小 売 価 格 (販売する場合)	
添 付 書 類 ※	企画書 ・ 使用見本 ・ その他 ()
担 当 者	所 属 氏 名 電 話 メールアドレス

※ 初回の申請時は、申請者の概要が分かる書類を添付してください。

(第2号様式)

【上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会】

オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターデザイン使用内容

承認
通知書
却下

年 月 日

(宛先) 上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会

住所（所在地）
団 体 名
氏名（代表者氏名）
電 話 番 号

年 月 日付け で申請のあったオリジナルロゴマーク及びPR キャラクター「ちかちゃん」
と お り 承 認
デザインの使用内容について、次の したで通知します。
理由により却下

承認	使用対象デザイン	
	使用目的	
	使用方法	
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
	条 件	
却下	理 由	

(第3号様式)

【上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会】
オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターデザイン使用内容変更申請書

年 月 日

(宛先) 上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会

住所（所在地）
団 体 名
氏名（代表者氏名）
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で承認を受けたオリジナルロゴマーク及びPRキャラクター「ちかちゃん」デザインの使用内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変 更 内 容	
---------	--

(第4号様式)

【上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会】

承認
オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターデザイン使用内容変更 通知書
却下

年 月 日

(宛先) 上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会

住所（所在地）
団 体 名
氏名（代表者氏名）
電 話 番 号

年 月 日付け で申請のあったオリジナルロゴマーク及びPR キャラクター「ちかちゃん」
と お り 承 認
デザインの使用内容について、次の したで通知します。
理由により却下

承認	変 更 内 容	
	条 件	
却下	理 由	

(第5号様式)

【上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会】

中止
オリジナルロゴマーク及びPRキャラクターデザイン使用 通知書
承認取消

年 月 日

(宛先) 上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会

住所（所在地）
団 体 名
氏名（代表者氏名）
電 話 番 号

年 月 日付け で申請のあったオリジナルロゴマーク及びPRキャラクター「ちかちゃん」

中止
デザインの使用内容について、次の理由により 中止
承認を取り消し したで通知します。

中止 の理由 取消し	
------------------	--

別図（第1条関係）

(1) オリジナルロゴマーク ◎上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会



(2) PR キャラクター「ちかちゃん」 ◎上越市「大関 和」をモチーフとしたドラマ活用推進協議会

